



# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第五十九号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年十一月二日から施行する。

昭和四十六年十一月二日

鳥取県公安委員会委員長 田村純一

別表第二の二の4を次のように改める。

4	市道瑜伽堂 横線	角盤町一丁目 三番先から同地 内六三番先まで の間	一〇〇	角盤町方 向から紺 屋町方向 く。	車両（軽 車両を除 く。）
---	-------------	------------------------------------	-----	----------------------------	---------------------

別表第二の二中17を削り、18を17とし、19を18とする。

別表第二の五の2中「終日」を「六時から一八時まで（日曜日及び祝日については禁止しない。）」に改める。

別表第五の一中188を189とし、161から187までを一つづつ繰り下げ、160の次に

161として次のように加える。

161 菖蒲三三七番先

別表第五の二の49を次のように改める。

49 " 一六三番先 二 明治商事前

別表第五の二の180を次のように改める。

180 " 三三〇番九先四差路 三 春日入口

別表第五の二中201を203とし、198から200までを一つづつ繰り下げ、200の前に

199として次のように加える。

199 " 一、二九八番先 一 松本方前

別表第五の二中197を198とし、182から196までを一つづつ繰り下げ、181の次に

182として次のように加える。

182 " 三二七番先 一 大昭農工機前

別表第五の三の23を次のように改める。

23 旭田町八九番先十字路 四 旭田町交差点

別表第五の三中66を67とし、58から65までを一つづつ繰り下げ、57を次のように改める。

58 " 三五一番一先十字路 四 竹田橋東詰

別表第五の三中56を57とし、50から55までを一つづつ繰り下げ、49の次に50として次のように加える。

50 " 一番先 一 おかもと商店前

別表第五の六中105を107とし、78から104までを二ずつ繰り下げ、77の次に78及び79として次のように加える。

78 " 七二三番先 一 智頭農林高等学校裏門先

79 " 一、七八四番先 一 岩神部落入口

別表第五の八中83を84とし、14から82までを二ずつ繰り下げ、13を次のように改める。

14 " 五九〇番一先 一 橋谷方前

別表第五の八中12の次に13として次のように加える。

13 東郷町大字松崎六〇一番先 一 前田方前

別表第五の九の5を次のように改める。

5 " 大字法勝寺三〇六番先十字路 四 信号機設置

別表第五の九中55を56とし、45から54までを二ずつ繰り下げ、44を次のように改める。

45 " 四九番二先 一 ほうき橋西側

別表第五の九中43の次に44として次のように加える。

44 " 大殿地内伯耆橋東詰十字路 一

別表第七の二の(六)の8を次のように改める。

8 " 用瀬町大字宮原一三五番一先から同町大字樟原三〇番先までの間 一、二〇〇〇 " "

別表第七の二の(六)中28を30とし、12から27までを二ずつ繰り下げ、11を次のように改める。

13 県道智頭佐用線及び智頭停車場京町線 智頭町大字智頭一、〇五六番三先から同大字六四〇番一先までの間 八三〇〇 " "

別表第七の二の(六)中10の次に11及び12として次のように加える。

11 " 智頭町大字奥本六九三番一〇先から同大字八〇五番九先までの間(ただし岡山県方向に向かう場合を除く。) 八〇〇 び 高速車及中速車 四〇

12 " 智頭町大字智頭二、五八七番二先から同大字地内京橋南詰までの間 六〇〇〇 " "

別表第八の六中12を15とし、9から11までを三ずつ繰り下げ、8を次のように改める。

11 " 智頭町大字智頭二、五八七番二先から同大字京橋西詰までの間 六〇〇〇

別表第八の六中7の次に8から10までとして次のように加える。

8 一般国道五三号 智頭町大字奥本六九三番一〇先から同大字八〇五番九先までの間(ただし岡山県方向に向かう場合を除く。) 八〇〇〇

9 " 智頭町大字三吉六二五番内一先から同大字五〇二番四先までの間 四〇〇〇

10 " 智頭町大字山根七一二番一先から同大字五〇八番先までの間 二〇〇〇

別表第十の二の32を削り、33を32とし、34か133までを二ずつ繰り上げ、

134を削り、135を133とし、136から153までを二ずつ繰り上げる。

別表第十の三の7及び8を削り、9を7とし10から23までを二ずつ繰り上げ、24及び25を削る。

別表第十の五中12を13とし、4から11までを二ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

4 " 一、八九六番一先

沢田方横

別表第十の六中62を64とし、59から61までを二ずつ繰り下げ、61の前に60として次のように加える。

60 " 一、七八七番一先

岩神部落出口

別表第十の六中58を59とし、42から57までを二ずつ繰り下げ、41の次に42として次のように加える。

42 " 護岸先

用瀬橋東詰北側

別表第十の八中42を削り、43を42とし、44から65までを二ずつ繰り上げる。

別表第十の九中3及び4を削り、5を3とし、6から49までを二ずつ繰り上げる。

別表第十一の三中25を26とし、2から24までを二ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

2 " 駄経寺町七五番  
先から住吉町一  
一三番七先まで  
の間

五五〇 " "

別表第十一の三に1として次のように加える。

1 一般国道一  
七九号 円谷四二番四先  
から米田町一六  
五番先までの間

七〇〇、  
車両(二輪  
及び軽車両  
を除く。) 終日

別表第十一の六の6を次のように改める。

6 一般国道五  
三号 智頭町大字智頭  
二、五八七番二  
先から同地内錦  
橋東詰南側まで  
の間

九五〇 " "

別表第十一の六中11を12とし、7から10までを二ずつ繰り下げ、6の次に7として次のように加える。

7 " 用瀬町大字宮原  
一三五番一先か  
ら同町大字樟原  
三一〇番先まで  
の間

一、二〇〇 " "

別表第十一の八中14を15とし、12及び13を二ずつ繰り下げ、11の次に12として次のように加える。

12 県道倉吉青  
谷線 東郷町大字旭一  
一六番先から同  
町大字松崎三五  
五番一先まで  
の間の東郷池側

三八八 " "

別表第十一の八に16として次のように加える。

16 町道松崎田  
畑線 東郷町大字松崎  
三五八番六先か  
ら同町大字中興  
寺官有無番先ま  
での間

一一八 " "

別表第十一の九の3を次のように改める。

3

山口線 大井町  
パルス(バイ  
む。ス)を  
県道大井  
口線大井

大山町  
国小九  
地内班先  
番先上横  
までの手  
間八二

一、六〇〇

〃

〃

正

誤

昭和四十六年十月二十六日付鳥取県公報中誤りがあつたので、訂正する。

頁

誤

正

一頁から八頁まで

第4276号

第4286号